ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

(注) 指定外国検査機関関係を除く。

\bigcirc	\bigcirc
労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年)	ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)
(昭和四十七年労働省令第四十四号)	(抄)
(抄)5	1

$\overline{}$
傍
線
部
岩
がは
が
坚
工厂
训
过

改正案	現 行
(移動式ボイラーの設置報告)	(移動式ボイラーの設置報告)
イラー設置報告書(様式第十二号)にボイラー明細書(様式第三号 第十一条 移動式ボイラーを設置しようとする者は、あらかじめ、ボ	イラー設置報告書(様式第十二号)にボイラー明細書(様式第三号第十一条 移動式ボイラーを設置しようとする者は、あらかじめ、ボ
)及びボイラー検査証(様式第六号)を添えて、所轄労働基準監督)及びボイラー検査証(様式第六号)を添えて、所轄労働基準監督
の見ぎによっなで、(あっこは)を第二度である。 しないとして提出しなければならない。ただし、法第八十八条第一項た	長に提出しなければ
「認定」という。)を受けた事業者については、この限りでない。「語の共気に言る詩気(第二十五字第二式)及て第三式を限されて	ついては、この限りでない。 「言気」ということをリカ事業者に
(ボイラー取扱作業主任者の職務)	(ボイラー取扱作業主任者の職務)
第二十五条 事業者は、ボイラー取扱作業主任者に次の事項を行わせ	
十 (略)	(略)
2 ボイラーの運転の状態に係る異常があつた場合に当該ボイラーを	(新設)
安全に停止させることができる機能その他の機能を有する自動制御	
装置であつて厚生労働大臣の定める技術上の指針に適合していると	
所轄労働基準監督署長が認定したものを備えたボイラーについては	
、前項第五号の水面測定装置の機能の点検を三日に一回以上とする	
ことができる。	
3 前項の所轄労働基準監督署長の認定を受けようとする者は、適合	(新設)
定申請書(様式第十七号)に、当該申	
自動制御装置が前項の厚生労働大臣が定める技術上の指針に適合し	
ていることを厚生労働大臣の登録を受けた者が証明した書面を添え	

て、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(免許試験の試験科目)

は、次の科目について、学科試験によつて行う。第百二条 安衛則第六十九条第五号から第七号までに掲げる免許試験

一~四 (略)

(免許試験の細目)

める。 規定する免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定第百三条 安衛則第七十一条及び前三条に定めるもののほか、前条に

(試験科目の免除)

欄に掲げる試験科目を免除することができる。 区分に応じて、それぞれ、同表の中欄に掲げる者について同表の下第百十一条 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる免許試験の

						接	普			免	林
						接士免許試験	普通ボイラー溶	(略)		免許試験の区分	い 排じる 語 懸 乖
合格した者で、当該学科試験	溶接士免許試験の学科試験に	験機関が行つた普通ボイラー	二 当該免許試験を行う指定試	学科試験に合格した者	通ボイラー溶接士免許試験の	県労働局長が行つた前回の普	一 当該免許試験を行う都道府	(略)	できる者	試験科目の免除を受けることが	棒に掛ける 部
						全科目	学科試験の	(略)	験科目	免除する試	

(免許試験の試験科目)

験によつて行なう。 第百二条 前条各号に掲げる免許試験は、次の科目について、学科試

一~四 (略)

(免許試験の細目)

臣が定める。

条各号に掲げる免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働大第百三条 安衛則第七十一条及び前三条に定めるもののほか、第百一

(試験科目の免除)

区分に応じて、それぞれ、同表の中欄に掲げる者について同表の下第百十一条 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる免許試験の

欄に掲げる試験科目を免除することができる。

						接士免許試験	普通ボイラー溶	(略)		免許試験の区分
が行われた日から起算して一合格した者で、当該学科試験	溶接士免許試験の学科試験に	験機関が行つた普通ボイラー	二 当該免許試験を行う指定試	学科試験に合格した者	通ボイラー溶接士免許試験の	県労働局長が行つた前回の普	一 当該免許試験を行う都道府	(略)	できる者	試験科目の免除を受けることが
						全科目	学科試験の	(略)	験科目	免除する試

 \bigcirc 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号)

沙)

(傍線部分は改正部分)

(登録) (受録) (の証明(以下この章において「適合性証明」という。)を行おうとする者は、登録適合性証明機関登録申請書しない。 (で表) (で	日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次	改正案
	(新 (新 で (新 で で で の 六	
	登録製造時等検査機関(現
	(第一条の二の四十五―第一条	行

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

成員が法人である場合は、その法人の名称) 社員、株主等の構成員(以下「構成員」という。)の氏名(構工 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴並びに

略歴・ 適合性証明を行う者(以下この章において「実施管理者」という。)の氏名及びという。)を指揮するとともに、適合性証明の業務を管理するという。)を指揮するとともに、適合性証明の業務を管理する。

適合性証明員の氏名及び略歴

備の数、性能等及びその所有又は借入れの別ニニー第一条の二の四十四の四第一項第一号の機械器具その他の設

の種類及び概要ホー適合性証明の業務以外の業務を行つているときは、その業務

第一項各号の要件に適合していることを証する事項イからホまでに掲げるもののほか、第一条の二の四十四の四

(欠格条項)

を受けることができない。 第一条の二の四十四の三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録

から起算して二年を経過しない者られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日

の取消しの日から起算して二年を経過しない者第一条の二の四十四の十四の規定により登録を取り消され、そ

に該当する者があるもの 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれ

カコ

(登録基準)

第 規定により登録を申請 という。 条の二の四十四 が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、 0 兀 した者 厚生労働大臣は、 (以下この 項に 第 おい 条 0 て の 四 登 十四四 録申請者 その の 二

あること。
器具その他の設備を有し、これを用いて適合性証明を行うもので
器具その他の設備を有し、これを用いて適合性証明を行うもので

登録をしなけ

ればならない。

電気試験

機械・物理試験

· 産業安全機械器具試験 一 化学試験

と。 実施管理者として、次のいずれかに該当する者を置いているこ

以下 るこれと同 であつて厚生労働大臣の定める技術上の指針に適合するもの 止させることができる機能その他の機能を有する自動制御装置 により学士の学位を授与された者 正 た経 研究、 規の 運転の状態に係る異常があつた場合に当該機械等を安全に停 学校教育法による大学又は高等専門学校にお を含む。 「適合自動制御装置」 |験を有するもの 課程を修めて卒業した者 設計、 等のもの 次号において同じ。)であつて、 製作若しくは検査又は適合性証明の業務に従事 (以 下 という。) 適合自動 (大学改革支援・学位 (当該課程を修めた者に限る 制御装置 又は国際規格等に適合す 等 十年以上機械等 11 て理科系統 という。 授与機構 \mathcal{O}

口

学校教育法による高等学校において理科系統の正規の学科を

た経験を有するもの 研 究 めて卒業した者であ 設計、 製作若しくは検査又は適合性証明の業務に従事し つて、 十 五 年 以 上 適 合自 動 制御装置等 \mathcal{O}

- 一適合性証明員が次のいずれかに該当する者であること。ハ イ又は口に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 務に従事した経験を有するもの 一学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の
- 経 験を有するもの めて卒業した者であつて、 設計、 ·校教育法による高等学校におい 製作若しくは検査又は適合性証明の業務に従事した 五年以上適合自 7 理 科系 動 統 制御装置等の研 \mathcal{O} 正 規 の学科を
- ハ イ又は口に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 次のいずれにも該当するものでないこと。において「製造者等」という。)に支配されているものとして、において「製造者等」という。)に支配されているものとして、
- む。) であること。 ・ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、外国における同法の親法人に相当するものを含合にあつては、外国における同法の親法人に相当するものを含合にあつては、外国における同法の親法人に相当するものを含合にあつては、外国における同法の親法人に相当するものを含わる。
- 員であつた者を含む。 者等の役員又は 規定する持分会社をいう。 て同じ。 登 録申請者の役員 にあつては、 職員 (過去二年間に当該製造者等の役員又は職 (持分会社)の割合が二分の一を超えていること。 業務を執行する社員) 第 (会社法第五 条の 十三第一 百七十五条第 項 第六号ロにお に占める製造 一項

又は職員であつた者を含む。)であること。、製造者等の役員又は職員(過去二年間に当該製造者等の役員ハー登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が

一登録年月日及び登録番号

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏

三 事務所の名称及び所在地

(登録の更新)

ば、その期間の経過によつて、その効力を失う。第一条の二の四十四の五一登録は、五年ごとにその更新を受けなけれ

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(実施義務)

ばならない。

正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性証明を行わなけれの三)の提出を受けて適合性証明を行うことを求められたときは、の三)の提出を受けて適合性証明を行うことを求められたときは、の三)の提出を受けて適合性証明を行うことを求められたときは、の三の四十四の六、登録を受けた者(以下この章において「登第一条の二の四十四の六、登録を受けた者(以下この章において「登

- にこれを実施させなければならない。2 登録適合性証明機関は、適合性証明を行うときは、適合性証明員
- の業務を行わなければならない。 つて適合性証明の実施方法を定め、これに従つて公正に適合性証明の 登録適合性証明機関は、厚生労働大臣が定める技術上の指針に従
- 証明を行うことを求めた者に対し、適合性証明を行つたことを証す4 登録適合性証明機関は、適合性証明を行つた後遅滞なく、適合性

る書 第 面 条の二の四 様式 第四 十四 号 0) の十五第 匹。 第 条 項第六号において *の* 二 0) 兀 + 兀 0 八 第一 「適合証明書」 項 第五号及

という。

5 報告書 期間内に行つた適合性証明の結果につい 登録適合性証明機関は、 (様式第四号の五) を交付しなければならない。 を、 毎事業年度において六月以内に 厚生労働大臣に提出しなければなら 7 適合性証 明実施結果 口 そ

変更 0 届出)

第 ならない。 項変更届出書 変更しようとする日 条の二)四第1 の四十四 二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、 (様式第 0 *の* 七 一週間前までに、 号の五) 登 録適合性証明 を厚生労働大臣に届け出なければ 、機関は、 登録適合性証明機関登録事 第 条 の二の 四十

(業務規程)

第 ようとするときも、 務に関する規程を定め、 を添えて、 開始 条の 0) 0) 日 厚生労働大臣に届け出なけ の二週間 兀 +兀 0 同様とする。 前 八 ま 業務規程届出書 でに、 登録適合性証明機関 次 0 事 ればならない 項を記載し (様式第二号) は、 た適合性証 適合性証 これを変更し に当該規程 明の業務 明 の業

- 適合性証明の実施方法
- 適合性証明に関する料金
- 前号の料 金の収納の方法に関する事項
- 兀 適 合性 証 明 \mathcal{O} 業務を行う時間及び休日に関する事項
- Ŧī. 適合証 明 書 0 発行に関する事項
- 六 七 適合性証 明 0) 業務に関する帳簿及び書 類 0 保 存に 関 する事項

一条の二の四十四の十第二項第二号及び第四号の請求に係る

費用に 関する事 項

項 前各号に掲げるもののほ か 適合性証明の業務に関し必要な事

2 臣に提出しなければならない。 うとするときは、 登録適合性証 明 残関は、 業務規程変更届出書 前項後段の規定により変更の届 (様式第三号) を厚生労働大 出をしよ

(業務の休廃止)

第 届け出なければならない。 条の一 全部又は 適合性証明業務休廃止届出書 $\frac{-}{\mathcal{O}}$ 四十四 部を休止 0 九 Ļ 登 録適合性証明機関は、 又は廃止しようとするときは、 (様式第四号)を厚生労働大臣に 適合性証明の業務 あらかじ

務 諸表 等 \mathcal{O} 備 付け 及び閲覧等)

第 なければならない。 作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。 又は収支計算 三月以内に、 条の二の四 財務諸表等」という。 書並 十四四 その事業年度の財産目録、 。 十 びに事業報告書 登録適合性証明機関は、 を作成し、 (その作成に代えて電磁的記録の 五年間事務所に備えて置か 貸借対照表及び損益計算書 毎 事業年度経過後 次項におい

2 録適合性証明機関の定めた費用を支払わなければならない。 ることができる。 録適合性証明機関の業務時間内は、 適合性証明の申込みをしようとする者その ただし、 第二号又は第四号の つでも、 他の利害関係人は、 請求をするには、 次に掲げる請求をす 登 登

前号の 覧又は謄写 書面 の請求 0 謄本又は 抄 本の 請求

財

務諸

表等が書面をもつて作成されているときは

当該

書

面

 \mathcal{O}

財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、

当該

- 10 -

する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示

た書面の交付の請求
いずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載し
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次の

が記録されるもの 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報 情報とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する り が記録されるもの

情報を記録したものを交付する方法実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルにすべい。

生労働大臣に提出しなければならない。
規定により作成した損益計算書又は収支計算書及び事業報告書を厚規定により作成した損益計算書又は収支計算書及び事業報告書を厚

(適合性証明員の選任等の届出)

第 出 選任したときは、 条の二の四十四 に選任した者の経歴を記載した書面を添えて なければならない。 遅滞なく、 。 一 十 登録適合性証明機関 適合性証明員選任届 は 厚生労働大臣に提 出 適合性 書 (様式第五号 証 前員を

しなければならない。

く、適合性証明員解任届出書(様式第六号)を厚生労働大臣に提出
2 登録適合性証明機関は、適合性証明員を解任したときは、遅滞な

適合命令)

第一条の二の四十四の十二 厚生労働大臣は、登録適合性証明機関が

適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。 と認めるときは 条の二 \mathcal{O} 兀 + その登録適合性証明機関に対し、 兀 \mathcal{O} 兀 第 項各号の 11 ず れ かに適合しなくなつた これらの規定に

(改善命令)

(登録の取消し等)

第 くは 六月を超えない範囲内で期間を定めて適合性証明の業務の全部若し 次の 条の一 各号のいずれかに該当するときは、 部の停止を命ずることができる。 0) 四十四の +匹 厚生労働大臣 その は、 登 登録適合性証明機関が 録を取り消 又 は

とき。 第一条の二の四十四の三第一号又は第三号に該当するに至つた

定に違反したとき。 条の二の四十四の十第一 第 条の二 0) 兀 十四の六から 項若しくは第三項又は次条第一項の規 第 条の二 0 兀 十 兀 \mathcal{O} 九まで、 第

定による請求を拒んだとき。三正当な理由がないのに第一条の二の四十四の十第二項各号の規

の提出をしたとき。 四 第一条の二の四十四の十一の規定による提出をせず、又は虚偽

五 前二条の規定による命令に違反したとき。

不正の手段により登録を受けたとき。

つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から第一条の二の四十四の十五 登録適合性証明機関は、適合性証明を行

一年間保存しなければならない。

名称及び住所名称及び住所のお適合自動制御装置を所有する者の氏名又は

一 適合性証明を行つた適合自動制御装置の型式及び製造番号

四 適合性証明を行つた適合性証明員の氏名三 適合性証明を行つた年月日

五 適合性証明の結果

つりをおままり、適合証明書の番号

七 その他適合性証明に関し必要な事項

は、前項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。)に2 登録適合性証明機関は、適合性証明の業務を廃止した場合(登録)

(公示)

い。場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならな第一条の二の四十四の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる

 登録をしたとき。
 一 登録適合性証明機関の氏名

 スは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

 名

 二 適合性証明の業務を行う事務所の名称及び所在地

第一条の二の四十四の七の規

変更前及び変更後の登録適

若しくは一部の停止を命じた 名	正月の業务の全部登録を取り消し、一の四十四の十四の一		は一	四適	る年	は一	三滴	性証	二体	名	にあ	又は	る登	定による届出があつたとき。 は一	条の二の四十四の九の規一適	三麥	称及	更の届出があつたとき。 証明	四第二項第三号の事項の変 二 変	よる第一条の二の四十四 又は	条の二の四十四の七の規一登	二変	更の届出があつたとき。 は、	四第二項第二号の事項の変 及び	
7		通 つては、	部を休止しようとする場	適合性証明の業務	る年月日	部を休止し、又は廃	適合性証明の業務の	性証明の業務の範囲	止し、又は廃止する適合		つては、その代表者の氏	名称及び住所並び	る登録適合性証明機関	部を休止し、又は	適合性証明の業務の	変更する年月日	び所在地	証明の業務を行う事務所の名	変更前及び変更後の	又は名称	登録適合性証明機関の氏名	変更する年月日	その代表者の氏名	及び住所並びに法人にあつて	

期間	性証品	あつて	は一切	三適へ	一部の	性証	
	明の業務の範囲及びその	あつては、停止を命じた適合	は一部の停止を命じた場合に	適合性証明の業務の全部又	部の停止を命じた年月日	性証明の業務の全部若しくは	
	しその	適合	参合に	王部又	月	くは	